貿易一般保険（2年以上案件）及び貿易代金貸付保険（2年以上案件）の保険料体系について

～OECDプレミアムルールの改定に伴う措置～

2011年4月1日

独立行政法人日本貿易保険

1. **概要**
2. **国際ルール**
* 公的輸出信用供与についての国際ルールとして、OECDでは「OECD輸出信用アレンジメント」を定めており、我が国を初めとする同アレンジメント参加国はこのルールに従うことになっています。同アレンジメントでは、公的輸出信用供与時にお客様から頂くべき最低料率を、カントリーリスクカテゴリー（以下、「OECDカテゴリー」という。）別に定めています。
* 日本貿易保険（以下、「NEXI」という。）の保険との関係においては、輸出代金が起算点から2年以上にわたり延べ払いされる輸出契約に対する保険（貿易一般保険（2年以上案件））、または返済が起算点から2年以上にわたり行われる輸出代金貸付契約に対する保険（貿易代金貸付保険（2年以上案件））が「OECD輸出信用アレンジメント」の対象となっています。
* 「OECD輸出信用アレンジメント」の最低料率に関する現行のルール（以下、「現OECDルール」という。）は1997年に合意されましたが、更なるルールの透明化による輸出信用における競争条件の均質化を図ろうとの国際的な動きに促され、2010年に参加国間で新しいルール（以下、「新OECDルール）という。）の導入がアレンジメント参加国間で合意されました。
* 新OECDルールにおいては、バイヤーの信用力に応じた信用危険料率についても一定のルールを導入することとなり、非常危険料率についてはこれまでの料率水準自体が見直されました。
* 新OECDルールは2011年9月1日より各国で一斉に実施されますが、各国輸出信用機関が同日以前に引受をコミット済みの案件については、2012年3月31日までに輸出信用機関との間で実際の契約等に至れば、現行ルール上の最低料率を適用することが可能とされております。
1. **NEXIの保険料率に関する規程**
* 「OECD輸出信用アレンジメント」の新ルールは、NEXIの現「貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年７月２日　04‐制度-00034）（以下「保険料率等規程」という。）」において、Ⅱ［1］5（船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額当たりの保険料率）及びⅡ［2］4（個別保険（2年以上案件に限る）または2年以上貸付特約書に係る貸付元本及び当該貸付元本に付随する金利の保険価額（貸付元本に係るものに限る）当たりの保険料率）と関係しております。
* NEXIの現行保険料率等規程については、新ルールの内容に合わせて改訂を行い、近日中にこれを公表の予定です。
* NEXIは原則として、新OECDルールの定める最低料率を適用する予定であるため、現行の保険料率等規程における運用を見直さざるを得ない箇所もありますので、ご留意願います。
* 特に、バイヤー別の信用危険料率について、現在はNEXIが基本の保険料率（＝現OECDルールの最低料率）に信用リスクに応じて独自に計算した係数を掛けることで保険料を決定しておりましたが、今後は新OECDルールに従い基本の保険料率計算の際に非常危険料率に信用リスクに応じた信用危険料率を加算することになります。
1. **新OECDルール導入に伴う保険料率の計算式の変更**
2. **現行の基本保険料率計算式**
* 基本保険料率（%）＝（aX＋b）×非常付保率÷0.95×｛（非常付保率－0.95）÷0.05×c＋1｝×d×商品係数

X：基本保険料率適用期間年数

a~d：OECDカテゴリーごとに定められる定数

信用危険については、5段階の案件格付に応じた係数を基本保険料率に乗ずる。

（Xの定義や具体的なa~dの数値、案件格付による係数等は現行の保険料率等規程のⅡ［1］5及びⅡ［2］4をご参照下さい。）

1. **新しい保険料率計算式**
* 保険料率（%）＝｛（aX×非常付保率÷0.95＋b）×（1－現地通貨建て貸付割引係数）＋cX×信用付保率÷0.95）×（1－信用割引係数の総和）｝×｛（非常付保率－0.95）÷0.05×d＋1｝×e×（ベター・ザン・ソブリン係数）×（商品係数）

X：保険料率適用期間年数（Xの定義に変更はありません）

a, b, d, e：OECDカテゴリーごとに定められる係数

c：バイヤーまたは借入人（以下、“債務者”と称する）の信用リスクカテゴリー（以下、“債務者格付”と称する）ごとに定められる定数

* 係数a, b, d及びeは、表１のとおりとなります。なお、NEXIの国カテゴリーAの国向けの案件については、個々の案件ごとに市場指標を参照して決定されることになるため、上式は適用されません。また、NEXIにおいて国カテゴリーA以外に分類されている国であっても、OECDのカテゴリー0国に該当する場合には、個々の案件ごとに市場指標を参照して決定されることになり、上式は適用されませんので、ご注意下さい（後述）。

【表１】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | A | b | d | e |
| A | - | - | - | - |
| B | 0.090 | 0.350 | 0.00000 | 0.99650 |
| C | 0.200 | 0.350 | 0.00337 | 0.99350 |
| D | 0.350 | 0.350 | 0.00489 | 0.98500 |
| E | 0.550 | 0.350 | 0.01639 | 0.98250 |
| F | 0.740 | 0.750 | 0.03657 | 0.98250 |
| G | 0.900 | 1.200 | 0.05878 | 0.98000 |
| H | 1.100 | 1.800 | 0.08598 | 0.98000 |

* 係数cは、以下表2のとおりであり、債務者格付のみならずOECDカテゴリーにより異なります。
* 係数c及び債務者格付は、民間事業会社のみならず、政府機関または金融機関にも適用されますのでご注意下さい。特に債務者が民間金融機関である案件（銀行保証案件やグローバル・バンク・ローン案件を含む）、現行はNEXIが「一流銀行」に認定した場合はバイヤーサーチャージを課しておりませんが、今後は、各金融機関の信用リスクに基づき以下表２のCC0~CC5のいずれかの債務者格付に分類され、CC1以下に格付けされた場合には信用危険料率が加算されることになりますのでご注意下さい。
* なお、NEXIの国カテゴリーAの国に所在する債務者については、個々の案件ごとに市場指標を参照して決定されることになり、上式は適用されません。また、NEXIが国カテゴリーA以外に分類している国であっても、OECDカテゴリー0国に該当する場合にも、個々の案件ごとに市場指標を参照して決定されることになり、上式は適用されませんので、ご注意下さい（後述）。

【表２】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー債務者格付 | A | B | C | D | E | F | G | H |
| CC0 | - | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 | 0.000 |
| CC1 | - | 0.110 | 0.120 | 0.110 | 0.100 | 0.100 | 0.100 | 0.125 |
| CC2 | - | 0.200 | 0.212 | 0.223 | 0.234 | 0.246 | 0.258 | 0.271 |
| CC3 | - | 0.270 | 0.320 | 0.320 | 0.350 | 0.380 | 0.480 | - |
| CC4 | - | 0.405 | 0.459 | 0.495 | 0.540 | 0.621 | - | - |
| CC5 | - | 0.630 | 0.675 | 0.720 | 0.810 | - | - | - |

1. **債務者格付の決定**
2. **債務者格付の定義**
* 債務者格付（CC0~CC5）の定義は、表３のとおりです。

【表３】

|  |  |
| --- | --- |
| CC0 | ［ソブリン］* 主権国家を代表して債務支払いをなす権限を法律上与えられている債務者。一般的には財務省または中央銀行。

［ソブリンと同等の極めて高い信用力を持つ債務者］* ソブリンそのものではないが、同等の信用力を持つ行政府や州政府の各省部局、地方公共団体等。
* 政府からの財政支援が十分期待される、または政府による流動性支援または資本注入等を得られる蓋然性が非常の高い公的機関や公的企業（政府保有のエネルギー独占企業等）。
* 緊急時には政府による流動性支援または資本注入等を得られるであろう、国を代表するような優良企業等極めて高い信用力を持つ企業や銀行等もこれに含まれる。
* 2年未満案件に適用される“GE格”とは必ずしも一致しない場合がございますのでご注意下さい。
 |
| CC1 | ［信用力が非常に高い債務者］* 将来の経営環境の悪化にも影響され難く、支払不能に陥ることがほとんど想定されない債務者。
* 非常に優れた財務内容及び経営内容を持つ債務者。
 |
| CC2 | ［信用力が高から中の上の債務者］* 将来の経営環境の悪化にも影響され難く、支払不能に陥るリスクが低い債務者。
* 高から中の上程度の財務内容及び経営内容を持つ債務者。
 |
| CC3 | ［信用力が中程度の債務者］* 支払不能に陥るリスクは中の下から中程度であり、経営環境の悪化に伴い信用リスクが顕在化する恐れがある。
* 中の上から中程度の財務内容及び経営内容を持つ債務者。
 |
| CC4 | ［信用力が中の下の債務者］* 支払能力は中の下であり、経営環境の悪化に伴い信用リスクが顕在化する恐れがある。
* 中程度から中の下の財務内容及び経営内容を持つ債務者。
 |
| CC5 | ［信用力が低い債務者］* 支払不能に陥るリスクが高い。現在は支払能力を有するが限界に近く、将来の支払いに問題が生ずる可能性が高い。
* 中の下から下の財務内容及び経営内容を持つ債務者。
 |

1. **外部格付への当てはめ**
* これらを外部格付に当てはめますと、表４のとおりとなります。外部格付は、優先無担保格付（Senior Unsecured Credit Rating）を用いるものとします。
* 外部格付機関は、S&P、Moody’sまたはFitchのいずれかとなります。

【表４】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー債務者格付 | A | B | C | D | E | F | G | H |
| CC0 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| CC1 | - | AAA~AA- | A+~A- | BBB+~BBB- | BB+~BB | BB- | B+ | B |
| CC2 | - | A+~A- | BBB+~BBB- | BB+~BB | BB- | B+ | B | B-orworse |
| CC3 | - | BBB+~BBB- | BB+~BB | BB- | B+ | B | B-orworse | - |
| CC4 | - | BB+~BB | BB- | B+ | B | B-orworse | - | - |
| CC5 | - | BB-orworse | B+orworse | Borworse | B-orworse | - | - | - |

1. **ベター・ザン・ソブリン（Better than Sovereign）**
* 債務者が次の要件を充足する場合には、２．（２）の保険料率算式の（ベター・ザン・ソブリン係数）を0.9、それ以外の場合にはこれを1.0とします。
* ベター・ザン・ソブリンの取扱いは所在国のソブリンが支払不能に陥った場合にも、支払義務を履行することができるような、並外れて高い信用力を持つ債務者、格付機関がソブリンの外貨格付を上回る格付を付している債務者等に対し、例外的に認められます。また、外部格付が付されていなくとも、ソブリン自体が支払不能に陥るリスクが所謂カントリーリスク（国全体として外貨建て債務の履行が不可能となるリスク）よりも著しく高い国の債務者に対し、例外的に認められる場合があります。ベター・ザン・ソブリン債務者と認められるためには、次のような特徴を備えていることが必要です。
	+ 外貨建て債務の履行に見合った外貨収益力がある。
	+ 高格付国に現金収入が見込める生産拠点や現地法人等を保有している。
	+ 外国人株主や戦略的パートナーからの金融支援が見込める。
	+ ソブリンが外貨送金及び交換規制を行った際にも外貨送金等につき例外扱いが認められた等の実績がある。
	+ ソブリンが支払不能に陥っているような場合にも、高格付の国際的な銀行から資金の引出が可能なコミットメントラインの設定を受けている。
	+ 輸出者に獲得外貨の国内還流を義務付けない等により、債務履行に使用可能な流動資産を海外に保有している。
* 公的な機関や企業、財務省以外の省庁、地方政府、金融機関、現地通貨建てでの国内販売が主である企業等は、ベター・ザン・ソブリン債務者に該当しません。
1. **非常リスク緩和措置による保険料率割引**
2. **現OECDルールからの変更点**
* 現OECDルールにおいても非常リスク緩和措置が存在する場合には保険料率を一定程度割引くことが可能となっておりますが、新OECDルールにおいては、「オフショアエスクロウ口座の存在」及び「現地通貨建て貸付」に係る保険料率割引のみが形を変えて残ることとなります。それ以外の「海外に保有する有価証券類（Offshore Hard Security）による非常リスク緩和措置の存在」等は、実際の使用例がほとんどなかったことから、削除されることになりました。
1. **新OECDルールにおいて認められる保険料率割引**
* 今後引き続き認められる非常リスク緩和措置による保険料率割引は、次の2種類のみとなります。

【表５】

|  |  |
| --- | --- |
| 非常リスク緩和措置 | 保険料率割引 |
| ［オフショアエスクロウ口座］ | Bカテゴリーを除き、国カテゴリーを1つ改善できる |
| ［現地通貨建て貸付］* + クリスタライゼーション（保険金支払時に支払通貨（ハードカレンシー）建てで回収必要額が確定し、同必要額につき満額回収されるまでは回収が継続されること）は要件としない。
 | 最大20%までの割引が可能。 |

* なお、［現地通貨建て貸付］の場合においては非常危険料率の最大20%までの割引が可能とされておりますが、あくまで輸出信用機関の保険責任が現地通貨建てで認識されかつ保険金支払いも現地通貨で行われた場合であることが要件となっております。NEXIの「外貨建て特約」対応は上記の［現地通貨建て貸付］の要件を充足しない（日本円で保険責任が認識し保険金を支払う）ため割引対象とはなりませんので、ご注意下さい。
1. **信用リスク補完措置による保険料率割引**
2. **現OECDルールからの変更点**
* 新OECDルールにおいては、OECDカテゴリーのみならず、債務者の信用リスクを一定の基準により分類し債務者格付ごとに最低保険料率が設定されることに伴い、所定の担保設定等により信用補完措置が講じられる場合には、信用危険料率の割引が可能となります。
* これに伴い、各案件の信用危険料率を決定する際に用いる現行の信用補完措置等考慮後の「案件格付」の考え方は、新OECDルール導入後は「債務者格付」にとって代わることになり、新OECDルール上で認められた信用補完措置が講じられた場合のみ、信用危険料率の割引が可能になりますので、ご注意下さい。
1. **新OECDルールにおいて認められる保険料率割引**
* 新OECDルールにおいて認められる信用リスク補完措置による保険料率割引は、次の4種類のみとなります。

【表６】

|  |  |
| --- | --- |
| 信用リスク補完措置 | 保険料率割引係数\* |
| **［オフテイク契約担保］*** 法的強制力を伴う形で貸出人に契約を譲渡し、債務者が支払不能に陥った後には、貸出人が債務者に代わり契約者の権利を行使できるもの。
 | 0.1非常リスク緩和措置の［オフショアエスクロウ口座］と同時に使用することは不可。 |
| **［オンショア動産担保］*** 機関車、医療機器または建設機械等、容易に移動が可能でそれ自体価値を有するもの。当該担保価値の評価は、所在国の法体系整備状況や売買市場の発展度合い等により異なる点に留意が必要。
 | 0.25信用リスク補完措置の［オンショア不動産担保］と同時に使用することは不可。 |
| **［オンショアエスクロー口座］*** 貸出人が債権保全の観点より、債務者による自由な使用を制限した上で債務者所在国内に設定した販売代金等を留保するための銀行口座。
 | 「当該口座留保金額／貸出額」相当の比率。但し最大0.1まで。 |
| **［オンショア不動産担保］*** 工場の組立加工ラインに埋め込まれたタービンや製造機械等、その取外しが大きな損失となるためにより大きな影響力を行使できるもの等。
* 当該担保価値の評価は、経済状況、法体系の整備状況、売買市場の発展度合い等により異なる点に留意が必要。
 | 0.15信用リスク補完措置の［オンショア動産担保］と同時に使用することは不可。 |

\*各係数を2.（2）の保険料率算式の「信用割引係数の総和」に代入することで保険料割引が可能となる。

* なお、これらの信用補完措置を同一案件に使用する場合、割引係数の合計が0.35を超えることは認められません。
1. **債務者がOECDカテゴリー0国に所在する場合**
2. **NEXIの国カテゴリーA国への影響**
* OECDカテゴリー0国の債務者向け案件については、OECD輸出信用アレンジメント上で輸出信用供与の際に保険料率が市場価格を下回ってはならないとの規定がありますが、その具体的な基準は何も示されておりませんでした。しかし、新OECDルールにおいては具体的な市場参照指標が定められることに伴い、NEXIで国カテゴリーAの国（＝全てOECDカテゴリー0国に該当）に対する現行の固定料率方式は廃止され、当該国向け案件については保険契約時点の市場参照指標に従って保険料率が設定されることになります。
1. **具体的な料率設定の方法**
* 具体的な市場参照基準（Market Benchmarks）は、次の通りであり、これらのうち取引ごとに最も適切と考えられる基準を当てはめることとなります。

【表７】

|  |
| --- |
| **［対象輸出信用またはシンジケーションローンのうちECA[[1]](#footnote-1)非カバー部分の価格］*** 民間金融機関によって組成される貸付金に係る商業ベースの価格。
 |
| **［特定銘柄の社債］*** 発行時の諸手数料込みの価格（オール・イン・コスト）または流通市場の価格。
* 期間構造、対象通貨、信用補完措置等を考慮して決定。
* 特定銘柄の価格を取得できない場合には、比較可能な発行体の価格を使用。
 |
| **［特定銘柄のクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）］*** 年率で表示されるCDSスプレッドカーブをアップフロントフィーに換算。
* 特定銘柄のCDSスプレッドカーブを取得できない場合には、比較可能な債務者のそれを使用。
 |
| **［指標化されたクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）］*** 特定の業種や地域の債務者のCDSデータを集めて指標化したもの。
* 特定銘柄のCDSスプレッドカーブを取得できない、または取得できても流動性が十分でないような場合に有効。
 |
| **［一般の貸出金］*** 貸出契約時の諸手数料込みの価格または流通市場の価格。
* 特定借入人の価格を取得できない場合には、比較可能な借入人の価格を使用。
 |
| **［ベンチマーク・マーケット・カーブ］*** 全産業セクターを通じ、債務者の信用力クラスごとの信用リスクを反映した市場参照基準（具体的な運用方法は未定）。
 |
| **［加重平均借入コスト］*** 債務者の財務諸表から算定される平均借入コスト。
* ただし、これが現在の債務者の信用力を真に反映しているか検証が必要。
 |

* これらの市場参照基準については、案件を組成されるお客様より紙面でご提出頂く必要があるものもございますので、ご理解ご協力を賜りますよう、お願いいたします。
* またNEXIでは、OECDカテゴリー0国（高所得OECDまたはユーロ加盟国）であっても必ず国カテゴリーAとするのではなく、独自にそのカントリーリスク評価を行い、必要に応じてOECDよりも高リスクの国カテゴリーに分類してより適切と考えられる保険料率を適用する場合があります。しかし、新OECDルール導入後は、NEXIの国カテゴリーB~Hの最低保険料率よりも市場参照指標の方がむしろ高いことが通常であることから、たとえNEXIで国カテゴリーがB以下の国であっても、OECDカテゴリー0国に該当する国であった場合は、従来の保険料計算時における国カテゴリー適用の運用方法を変更して市場参照基準を適用せざるを得ないものと考えております。
* なお、この国カテゴリー適用についての運用方法の変更は、現行の保険料率等規程上、Ⅱ［1］5（船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額当たりの保険料率）及びⅡ［2］4（個別保険（2年以上案件に限る）または2年以上貸付特約書に係る貸付元本及び当該貸付元本に付随する金利の保険価額（貸付元本に係るものに限る）当たりの保険料率）に限定され、それ以外の保険種に係る保険料算定時の国カテゴリー適用については現在の取扱いに変更はありません。
* NEXIが国カテゴリーA以外に分類しかつOECDでカントリーカテゴリー0国に区分されている国は、2011年3月31日現在で次の通りです。

【表８】

|  |  |
| --- | --- |
| 国カテゴリーB | 韓国、マルタ、チェコ、スロバキア、エストニア、アイルランド |
| 国カテゴリーC | ギリシャ |
| 国カテゴリーD | アイスランド、イスラエル |
| 国カテゴリーE | ハンガリー |

* なお、市場が十分に流動的でない等これらの市場参照基準が必ずしも適切に市場情報を反映していない場合においては、NEXIで国カテゴリーB国の料率を適用することになっています。ただし、適切な市場参照基準が取得できるにも拘らず、カテゴリーB国の料率を適用することは許容されませんのでご注意下さい。
1. **例外規定**
2. **少額案件**
* NEXIの国カテゴリーB~H国（OECDのカテゴリー0国に該当する場合を除く）に所在する債務者向けであって輸出信用供与金額が5百万SDR以下の案件については、NEXIが信用補完措置等取引内容を考慮した上で債務者格付CC0~5のいずれかに分類します。（一旦NEXIが分類を行った後は信用危険料率の割引は適用されません。）
* NEXIの国カテゴリーA国またはOECDカテゴリー0国所在の債務者向けであって輸出信用供与金額が10百万SDR未満の案件については、NEXIの国カテゴリーBの場合の保険料率を適用します。
1. **プロジェクトファイナンス案件**
* NEXIの国カテゴリーB~H 国（OECDのカテゴリー0国を除く）向けのプロジェクトファイナンス案件については、NEXIが信用補完措置等取引内容を考慮した上で債務者格付CC0~5のいずれかに分類します。分類時点で考慮しているため新OECDルールによる信用危険料率の割引は追加適用できませんが、NEXIの信用危険料率決定における現行の運用方法から実質的な変更はないといえます。
1. **新OECDルールへの移行措置**
* 新ルールは本年9月より実施されますが、本年8月末までにECA（輸出信用機関）によるコミットが出され、かつ来年3月までにファイナル・コミットに至る案件に限り、現行料率の適用が可能です。特に、民間のバイヤーが借入人となる案件では、現行料率の方が有利となる場合が多いものと考えられます。
* 運用の詳細は、追ってお知らせいたします。
1. **今後の予定**
2. **WEB試算リリース**
* 本年5月末までにリリースの予定です。
1. **改訂保険料率等規程の公表**
* 本年7月末までに公表の予定です。
1. **新OECDルールの追加・変更等**
* 現段階においても、新OECDルールの条文は公表されておりません。そのため、新OECDルール施行までには取扱いの追加または変更が行われる可能性がございますので、その都度弊法人ホームページへアップして参ります。

以　上

1. Export Credit Agencies [↑](#footnote-ref-1)